

(別紙4)

令和6年度(2024年度)「木育マイスター」育成研修等 委託業務処理要領

第1 目的

この要領は、北海道が委託する令和6年度(2024年度)「木育マイスター」育成研修等委託業務を、円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

第2 業務内容

1 木育マイスター育成研修

受託者は、「木育」の理念を十分に理解し、民間における「木育」活動の企画立案や全体的なコーディネートができ、地域において指導的な役割を果たす「木育マイスター」を育成するための研修を実施する。

(1) 木育マイスター育成研修

ア 受講者の募集

道内の「木育」の実践者や木育関連団体等へ開催案内を送付するとともに、ホームページ等により広く周知を行うこと。

なお、受講者の募集に当たっては、「道内在住の研修受講日までに18歳以上の者」であることを条件に付するものとする。

また、本研修の受講目的及び自身の得意分野について、応募者から具体的なコメントをもらうこと。

イ 研修会の開催

(ア) 室内講義及び実習

研修テキスト「木育達人(マイスター)入門」を使用するとともに、別紙1「木育マイスター研修標準カリキュラム」を基準とし、室内講義及び実習においてテキスト内容をすべて履修できるカリキュラム設定を行うこと。

研修会場及び開催時期は次のとおりとし、詳細については北海道と協議の上決定する。

研修会場	A日程 道央圏 B日程 道北圏
開催時期	A日程 【第1回目】 7月(2日間) 【第2回目】 10月(2日間) B日程 【第1回目】 7月(2日間) 【第2回目】 10月(2日間)

(イ) OJT研修(教育実習)

室内講義及び実習で修得した内容を実践するためのOJT研修(教育実習)を実施すること。

A 実施時期：各日程の第1回目と第2回目の間における実施を基本とする。

B 研修回数：各日程4回以上の研修日を設定し、受講者全員に最低1回以上のOJT研修を受講させること。ただし、道と協議の上、4回を下回る回数でOJT研修の目的を達せられると判断した場合は、この限りでない。

ウ 受講者数

各日程20名程度。

ただし、B日程については北海道立北の森づくり専門学院（以下、「北森カレッジ」とする）の生徒等10名を含むこととする。

また、各日程の受講希望者が20名を超える場合はそれぞれ抽選とし、超過人数が少数であって、受託者が委託業務の遂行に支障がないと判断した場合は、道と協議の上、20名を超えて受講させることができる。

受講希望者が各20名を著しく下回る場合は、業務内容の変更等について、道と協議を行うものとする。

(2) 木育マイスターフォローアップ研修（既認定者支援研修）

ア 受講者の募集

既認定者へ開催案内を送付するとともに、ホームページ等により周知を行うこと。

イ 研修会の開催

既認定者の木育活動のスキルアップや情報交換を目的とし、事例発表等の実践的な内容とすること。研修会場及び開催時期は次のとおりとし、詳細については北海道と協議の上決定する。

研修会場	道央圏
開催時期	11月（1日間）

ウ 記録誌の作成

フォローアップ研修の記録誌を作成すること。

エ その他

木育マイスター同士の情報共有の場を設けること。

(3) 受講料

受講者から受講料は徴収しないものとする。

ただし、受講者の居住地から研修開催地までの交通費及び食費・宿泊費は受講者の負担とする。

(4) 危機管理

事故等が発生した場合に対処するため、受託者の負担において、研修参加者を保険に加入させること。

2 木育マイスターミーティング

受託者は、全道の木育マイスターの情報交換及びネットワーク化促進のため、木育マイスターミーティングを開催運営すること。

(1) ミーティング構成員

北海道と協議の上、道内各マイスター支部代表の他、地域において指導的な役割を果たしている木育マイスター等を含む10名程度をミーティング構成員とし、招集すること。

(2) ミーティングの開催・運営

ネットワーク化の先行事例である地域支部の取組の情報共有を図り、地域課題やマイスターの要望等を把握・具体的な方策を検討することなどを主な目的として開催すること。その議題に関しては、北海道と協議の上決定する。

また、会場及び開催時期は次のとおりとし、詳細については北海道と協議の上決定する。

研修会場	道央圏
開催時期	1回目 5～6月
	2回目 8～9月
	3回目 12～1月（オンライン開催）

(3) 記録について

ミーティング内容については会議記録を作成し、北海道ならびにミーティング構成員に共有すること。

3 成果品

次の成果品を作成し、提出すること。

- (1) 業務実施報告書（A4サイズ） 1部
- (2) 業務実施報告書を記録したCD-R（他電子媒体でも可） 1部

第3 委託業務の処理方法

- 1 受託者は、委託契約書第4条に定めるところにより、委託契約締結後、速やかに、別記第1号様式「業務処理計画書」を知事に提出し、その承認を受けるものとする。
- 2 受託者は、委託契約書第6条に定めるところにより、委託契約締結後、速やかに別記第2号様式「業務処理責任者選定通知書」を知事に提出するものとする。
- 3 受託者は、委託契約書第10条に定めるところにより、知事から求められた場合は、委託業務の処理状況について報告するものとする。
- 4 受託者は、委託契約書第11条第1項に定めるところにより、委託業務完了後、速やかに別記第3号様式「実績報告書」及び成果品を知事に提出するものとする。

なお、実績報告書には、別記第4号様式「修了者名簿」及び別記第5号様式の「受講者名簿」及び別記第6号様式の「議事録」並びに「業務実施報告書」を添付するものとする。

【業務実施報告書】

(1) 木育マイスター育成研修について

研修の開催月日・場所や研修日程表、受講者数のほか、研修開催状況の詳細を記載することとし、研修開催状況が把握できる写真等を添付すること。

(2) マイスターミーティングについて

ミーティングの開催月日・場所や議事次第、出席者、議事録のほか、開催状況が把握できる写真等を添付すること。

第4 その他

- 1 受託者は、この要領で定めた業務内容を変更する必要がある場合は、道の承認を得た上で、変更することができる。
- 2 この要領に定めのない事項については、必要に応じて、道と受託者が協議して定めるものとする。

木育マイスター育成研修標準カリキュラム

大項目	小項目	ねらい	標準時間数(分)	
			講義	実習
第1章 木育の理念	① 木育の背景	木育が平成16年度、北海道と道民による木育推進プロジェクトにおいて協働で生まれた経緯とそれが現在までどのようにすすめられてきたかの概要を理解する。 ◆もっと暮らしにつなげたい北海道の森林と木材資源 ◆木育の位置づけ 北海道森林づくり基本計画における木育の位置づけ(H20年3月)国のすすめている木材利用教育(木育)について ◆世界と日本の森林、北海道の森林の概要	90	60
	② 木育の目的と領域	木育とは？木育の理念を学ぶ。 ◆木育のめざすもの ◆3つのプロセスに分けた木育の取組 木とふれあい、木に学び、木と生きる ◆木育はつながりのキーワード		
	③ あれも木育 これも木育	◇「木育の玉手箱」体験 各種の木育事例を参考にして、これからの木育活動の可能性をさぐる。また木育マイスターとしての役割を考察し、それぞれの目標となる「木育宣言」への導入。 ◆様々な木育活動 北海道や全国の木育事例を参考にして、多様な木育活動を学ぶ ◆私はこんな木育をやりたい！ 自分にとっての木育と木育マイスターとしての役割(ディスカッション) 「私の木育宣言」へむけて		
	計		90 (1.5時間)	60 (1時間)
第2章 木とふれあい、 木に学ぶ	① 森林の定義 森林の種類と呼び方	森林に関する基礎的知識を講義・実習を通じて習得する	90	210
	② 北海道の森林の特徴	郷土の森林の姿や特徴を理解する		
	③ 森づくりの仕事	森づくりの仕事を理解して、体験活動との関係性を踏まえる		
	④ 木材の構造と性質	木材の構造や性質を学ぶ		
	⑤ 北海道の主な樹種	北海道に自生する代表的な樹種を理解する		
	⑥ 林業体験Ⅰ 一育林作業一	林業の業務区分について理解を深める		
	⑦ 林業体験Ⅱ 一林産加工一	林産加工の業務区分について理解を深める		
計		90 (1.5時間)	210 (3.5時間)	
第3章 木と生きる～くらしと 産業～	① 生活の中の木	日常生活で用いられる木材製品や、木材利用の例を挙げ、木材の特徴、他材料との違い、資源背景などを学ぶ。	180	210
	② 木の道具・文化レッド データブック	木の道具、習慣について述べ、体験をすることで、失われつつある日本の木の文化を見直し、再構築を図る。		
	③ 林業・林産業の今	林業・林産業の流れを通して、木材の循環を理解する。造材や加工工場など木材生産現場の見学を行い、森林と木材とのつながりを体験によって会得する。また最新のトピックスを紹介する。		
	④ 森林ボランティアの今	森林の公益的機能について学び、森づくりが全ての人に関わるものであることを認識する。企業、市民団体による植樹、育樹などの活動について紹介する。		
計		180 (3時間)	210 (3.5時間)	
第4章 木と生きる～人の 成長と木の関係～	① 子どもの発達の特性と 過程	・木育プログラムを受講者の発達段階に応じたものとするための基礎知識を学ぶ。	120	-
	② 木の感性と人を癒す 木の働き	・何かを自主的に学びたいと思う動機は「不思議だな」と思う気持ちである。特に子どもたちにとってはそれは「遊び」の中で育まれることを確認する。 ・「森林療法」「森林療育」「森林カウンセリング」について学び、木のおもちゃで実際に遊んだりすることで、木が人に与える癒しの力を感じる		
計		120 (2時間)	0 (0時間)	
第5章 木育はつながりの キーワード～プログラ ムの伝え方～	① 体験学習法の理解	体験から概念へとつなげていく学習法や育の過程について、いくつかのモデルを通して学ぶ。	180	90
	② 伝える技術	伝授型(レクチャー)、双方向(インタープリテーション)、参加型(ファンリテーション)などプログラム指導法の種類を学ぶ、そのときに一番適切な指導法について学ぶ。		
	③ プログラムの運営とリス クマネジメント	プログラム運営上のリスク管理全般について学ぶ。		
計		180 (3時間)	90 (1.5時間)	
第6章 木育はつながりの キーワード～プログラ ムのつくり方～	① 木育プログラムづくりで 大切にしたいこと	いろいろな人をつなげること・つながることを意識し、心と生活、そして自然環境を豊かにできる様な企画づくりで大切なことを学ぶ	90	180
	② つながりかたのこつ (コーディネート概論)	緑と茶をつなげる(コーディネートする)ときのポイントを学び、企画づくりへどのようにつなげるかを考える		
	③ プログラムづくりの基礎	資源調査や対象者の分析からコンセプト(ねらい)づくりなど、プログラムづくりの基礎を学ぶ		
	④ プログラムづくりの実習	グループワークにより、プログラムシートを完成する。		
計		90 (1.5時間)	180 (3時間)	
合計			750 (12.5時間)	750 (12.5時間)